

平成26年度 第1回鶴岡市環境審議会会議録

- 日 時 平成27年2月19日(木) 14:00～15:30
- 会 場 鶴岡市役所本所6階 大会議室
- 審議事項 (1)平成26年度事業概要について
(2)鶴岡市の大気等環境保全状況について
(3)平成27年度主要事業について
(4)その他
- 出席委員
俵谷圭太郎(会長)、阿部達雄(副会長)、小関祐二、田中芳昭、相澤栄司、菅原眞一、本間紀枝子、菅原 勝、大井喜助、三浦 惇、水野重紀、斎藤春子
- 欠席委員
古山 隆、中東憲治、加藤重義、本間 孝、田中壽一、松本一夫、早坂一広
- 市側出席職員
市民部長 川畑 仁、市民部環境課長 五十嵐満、同課長補佐 富樫昌明、同主査 佐藤尚子、同環境専門員 小林勝雄、同環境専門員 齋藤 優、同主事 菅原大愛
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人
- 会議録

1 開 会 (五十嵐課長)	<p>本日は、お忙しい中、また寒い中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。この会の進行を務めさせていただきます、環境課長の五十嵐と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「平成26年度第1回鶴岡市環境審議会」を始めさせていただきます。次第に沿いまして進めさせていただきます。</p> <p>最初に、俵谷会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
2 挨拶 (俵谷会長)	<p>皆さんこんにちは。昨年度から会長を仰せつかっております、山形大学農学部の俵谷です。</p> <p>早速ですが、平成26年度の鶴岡市環境審議会の協議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

<p>出席状況報告 資料確認 (五十嵐課長)</p>	<p>次に、「3の協議」に入るわけですが、その前に、出席状況についてご報告させていただきます。次第の綴りに、鶴岡市環境審議会条例を添付しておりますのでご覧下さい。条例の第6条第1項に、「審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない」と規定しております。現在、12名の委員の方からご出席をいただいておりますので、会議を開くことができる状況に有りますことを報告させていただきます。</p> <p>続きまして、資料の確認をお願いいたします。本日配布しました資料は、次第と名簿、条例を一緒にしたA4版5ページのもの、表に「平成26年度 第1回鶴岡市環境審議会資料」とありますA4版14ページのもの2種類でございます。不備なものがございましたら、お申し出ください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、審議会条例の第6条第1項の規定によりまして、会長より、協議の議長をお願いいたします。</p>
<p>3 協議 (俵谷会長)</p>	<p>それでは協議に入ります。協議の(1)、「平成26年度事業概要について」事務局の説明をお願いします。</p>
<p>(1)平成26年度 事業概要につ いて (富樫補佐)</p>	<p>環境課の富樫と申します。それでは私から、協議事項の「(1)平成26年度事業概要について」を、説明させていただきます。申し訳ありませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の「平成26年度 第1回鶴岡市環境審議会資料」で説明させていただきます。「事業概要」につきましては、1ページから5ページまでとなっております。</p> <p>環境課の事業につきましては「環境一般事業」、「生活環境保全対策事業」、「地球環境保全対策事業」、そして「環境教育推進事業」の4つに大きく分けられますので、それぞれの事業毎に説明いたします。</p> <p>それではまず、資料の1ページを開いてください。最初に「(1)環境一般事業」について説明いたします。委員の皆さんもご覧になったことがあると思いますが、「エコ通信」を市内全戸に配布しておりまして、環境啓発やごみの分別といった市民に対する情報提供を、季節ごとに年に4回、夏と冬は2ページ、秋と春は4ページで作成しておりま</p>

す。今年度の環境課に関する記事につきましては、記載の通りです。

次に、「(2) 生活環境保全対策事業」について説明いたします。

「①騒音・振動特定施設及び特定建設作業に関する届出」については、法律に基づく届出と、それより要件をきつとした県条例に基づく届出がありまして、それぞれで定められた出力以上の騒音・振動を発する対象設備、例えば金属加工機械や圧縮機械などを指定エリアの工場に設置する場合、また工事現場等で大型の重機を指定エリアで使用する場合などに、届出が必要となります。また届出があった工場で設備の数の変更や代表者等に変更が生じた場合なども、届出が必要となります。資料として、騒音と振動それぞれの届出数を記載してあります。

平成26年度は、1月末現在であります。騒音、振動ともに、特定施設の届出総数は前年とほぼ同じとなっております。平成24年度が多くなっているのは、震災後に自家発電装置等を導入した工場が増えたことからです。

なお、特定建設作業関係の届出は、騒音、振動ともにありませんでした。

次に、「②浄化槽設置に関する届出の受理」ですが、これは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として、浄化槽の設置について届出義務がありまして、平成26年度の受理件数につきましては、1月末現在で31件となっております。

資料の2ページをご覧ください。

「③の公害苦情処理」につきましては、良好な生活環境の、維持と保全の観点から、原因の特定と発生原因者への各種法令に基づく改善指導を実施しております。

受付件数を、6つの項目に分けて記載しております。

最初に「大気汚染」は、野焼き等の焼却関係の煙の苦情が大半となっております。今年度の件数としましては、1月末現在で16件となっております。農業の廃棄物を焼却した苦情などが依然として発生しておりまして、まだまだ意識の低い人がいるようです。

次に、「水質汚濁」ですが、受付のほとんどが、車輛事故等を含む油流出事故でして、その半数が家庭で発生しており

ます。灯油をホームタンクからポリタンクに小分けする際の、うっかりミスが原因による流出事故が多くなっています。件数としましては、1月末現在で31件と、昨年同期51件より40%減少しております。引き続き流出防止に向けた啓発活動を、県、国などの関係機関とも連携して行っております。

次に、「騒音」の苦情内容としては、工事現場等の産業系の騒音が依然として多くなっておりますが、隣の家の声などのご近所トラブル的な事例もあります。このような場合は、関係課や関係機関と連携して対応に当たっております。今年度の相談件数は、現在まで11件となっております。

次に「振動」は、騒音とかぶる部分がありますので、苦情の主要原因から騒音に含めているものもありますが、件数的には昨年と同様0件となっております。

次の「悪臭」は13件となっております。苦情内容としましては、「たい肥」の散布や豆ガラ^{まめがら}の廃棄などの事業所系の苦情のほかに、浄化槽や汲取り便槽の不適正管理による生活環境系の苦情も多くなっております。なお、毎年発生してきます「たい肥」の苦情は、環境課だけでは解決しませんので、農政課と連携しながら指導しております。

最後の「その他」は32件となっておりますが、主な内容はカラスの営巣^{えいそう}や糞害^{ふんがい}、アメリカシロヒトリの害虫苦情です。昨年より環境課がアメリカシロヒトリの担当課となったためにその他の件数が増えておりました。カラスが9件、アメリカシロヒトリが18件となっております。

以上のとおり、1月末までの集計ですが、平成26年度の苦情受付件数の合計は103件となっております。

次に、「④空き家の適正管理に関する相談・指導」につきましては、相談件数が134件となっております。相談内容といたしましては、倒れそうな家屋や建材の飛散などの建物に関するものや樹木の越境や草の繁茂などの周辺環境の迷惑に関するものなどさまざまです。相談を受けますと現地調査を実施して、所有者に条例に基づく助言、指導を行い、所有者の責務として、補修や除草などの必要な対応をしていただいております。

「⑤空き地の適正管理指導」につきましては、指導件数が61件となっております。放任された空き地の所有者に適正管理の指導を行って、草刈等の必要な対応を行っていただくわけですが、所有者が遠方の場合などは、文書指導してもな

かなか応じてもらえない場合もあり、仕方なく町内会や隣接者が草刈りを実施したケースもあります。冬になれば草は枯れますが、春になればまた繁茂しますので、毎年繰り返しの苦情となっている状況もあります。

「⑥カラス被害対策」は、主に鶴岡公園をねぐらとするカラスの生活環境被害の解消のために、平成19年度から追い払い、箱わなによる捕獲などのカラス対策を実施しております。今年度のカラスの捕獲は、箱わな3基を使用しまして、1,000羽を目標に9月から行ってございまして、1月31日現在で406羽を捕獲しております。また、追い払い対策では施設へのテグス等の設置指導を行っておりますし、鶴岡公園周辺の電線の追い払い対策については東北電力さんのご協力をいただいております。

次に「⑦アメリカシロヒトリ防除対策」では、アメリカシロヒトリの発生時期に併せて、防除相談室を6月から9月に開設して市民の相談に応じてございまして、自治会・町内会組織での共同防除に対する「防除機械」及び「薬剤の交付」等を行いました。今年度は昨年同様に147の団体で防除を実施しております。

3ページ目をご覧ください。

「(3)地球環境保全対策事業」について説明いたします。

「①鶴岡市地球温暖化対策実行計画(第2次計画)の策定、並びに推進」につきましては、市役所自体が温室効果ガスの大量排出事業所であるということから、平成20年度に第1次計画を策定いたしました。5カ年計画で温室効果ガス排出量の削減に取り組み、第1次計画が平成24年度で終了したことを受け、その結果を踏まえ、第2次計画を平成25年7月に策定しております。第2次計画は、平成25年度から平成29年度までの5カ年計画で、基準年度とする平成22年度と比較して、平均5%の温室効果ガス排出量の削減を目標としております。平成25年度の排出量は削減率6.13%と、目標値を超える削減状況となりました。要因といたしましては震災以降の節電等の省エネ対策が定着したことや、暖冬だったということが考えられます。

4ページ目をご覧ください。

「②グリーンカーテンの普及」ですが、これは、平成19年度から実施している事業です。皆さんも目にしたことがあ

ると思いますが、市役所本庁舎や地域庁舎に、温暖化防止の啓発活動の一環として、ゴーヤのグリーンカーテンを設置しております。

また、21年度からは、「環境つるおか推進協議会」事業として、一般家庭からも温暖化防止に取り組んでもらおうと、ゴーヤの種と廃魚網を「リユース」した栽培用ネットの無料配布を行っております。市民を対象に4月下旬に配布しましたが、用意した約170セットがあつというまになる盛況ぶりでした。最近では、手軽にできる温暖化対策として、このグリーンカーテンの設置が市民にも根付いてきているようです。なお、今年度6回目のグリーンカーテンコンテストを実施し、取組みの優秀な方を9月に開催した環境フェアで表彰しております。

次に、「③家庭のアクション」ですが、これは、県が実施しています「山形方式省エネ節電県民運動」の一環として、県民に広く参加を呼びかけて省エネや節電にチャレンジしていただく事業です。市としましては、県と連携しながら、市民の方々に参加を呼びかけて推進しているものです。

次に、「④環境にやさしい店の認定」ですが、ごみの減量化、資源化というような環境に配慮した取組みを行っている店舗や事業者を、「環境にやさしい店」として認定しております。エコ通信やホームページで広く市民に紹介し、買物での目安にさせていただくことで、市民の環境意識の高揚を図っています。現在の認定数は40店舗となっています。

次に、「(4) 環境教育推進事業」について説明いたします。

「①「環境フェアつるおか2014」の開催ですが、今年度16回目の環境啓発イベントは、「環境つるおか推進協議会」の主催事業として、「ありがとう♡あなたの省エネ 未来を救う」をテーマに、9月21日に小真木原総合体育館を会場に開催しました。当日は4,300人の市民の皆様から来場いただき、52の企業・団体の出展によりまして、エコ実験やマイバッグづくり、企業のエコ商品のPRや環境対応車の展示・試乗などを通して、環境保全や地球温暖化防止の理解を深めることができました。

次に、5ページ目をご覧ください。

「②親子環境教室の実施」ですが、これは、様々な面で「環境保全」に取り組んでいる施設をバスで巡り、親子で自然体

験を通して環境問題に対する意識を高めてもらおうと、毎年開催しているもので、夏休み期間中の7月29日に実施いたしました。見学コースは記載のとおりで、18名の親子から参加していただきました。

次に、「③環境出前講座の斡旋」ですが、地球温暖化の現状やその影響、地球温暖化を防ぐために身近にできる取組み等を知ってもらい実践に繋げようと、各方面で実施している「環境講座」を小学校や地域に斡旋しています。

また、「環境省から借り受けたエコトランク」を、出前講座を行う団体に貸出しております。

最後に、「④子ども環境かるた大会」ですが、環境つるか推進協議会で小中学生から募集して作りました「鶴岡市子ども環境かるた」を活用して、「鶴岡市子ども環境かるた大会」を開催しております。今年度は、3回目となる大会を今月2月1日（日曜日）に、第三学区コミュニティーセンターを会場に開催しました。参加については幼児・児童あわせて32チーム64名に参加していただいております。

以上、平成26年度の事業概要について説明させていただきました。

(俵谷会長) ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(菅原委員) ④の空き家の対策に質問ですが、建物を解体して更地にした場合に固定資産が高くなるという話もございますが、その辺どんなものでしょうか。

(富樫補佐) 住宅用地における固定資産税の特例措置について説明いたします。空き家であっても建物が建っていると、200㎡以下の住宅用地の固定資産税が6分の1の額、200㎡を超えると3分の1の額とするという減免措置があります。これが空き家解体が進まない一つの理由ともなっていると考えております。

(菅原委員) はい。わかりました。

(俵谷会長) そのほかございますでしょうか。

<p>(小関委員)</p>	<p>カラスは百害あって一利なしなのですか。自然の生態系に何か利するところはないのかですが、ネコやタヌキなどが車から轢かれた死骸をカラスが処理してますよね。また、シカも駆除すれば駆除するほど多くなるらしくて、やっぱりシカも危機感を感じて、絶滅させまいとして増えようとする。カラスを攻撃すればするほど自分たちを守ろうとして増やそうとする力が強まって逆に増えるんじゃないかと思うんですけども、これからのカラス対策の方向性についての考え方はいかがでしょうか。</p>
<p>(五十嵐課長)</p>	<p>それではカラス対策に関して、状況等も含めまして説明させていただきます。環境課では鶴岡公園周辺のカラスによる生活環境被害対策を行っているところですが、平成19年に要望書が出されたことをきっかけで取り組み始めましたものです。糞の悪臭や騒音などの生活の被害を解消しようというもので、捕獲・駆除がすべてということで行っているものではありませんで、公園周辺のカラスと共存できる数を2,500羽として、追い払い対策と捕獲・駆除を合わせて行っているものです。また、生活環境被害を防ぐために、関係各部署と連携しながら道路の清掃とか、ゴミステーションに関しては、餌となる生ごみを隔離しましょうということでネットを張ったり、ステーションの管理をしっかりしてくださいというような指導なども行いながらカラス対策を実施しております。また、電線にとまらないように、東北電力の方で電線にテグスを張る追い払いも行っております。</p>
<p>(小関委員)</p>	<p>状況としては減っているのでしょうか。</p>
<p>(五十嵐課長)</p>	<p>カラス対策の中で公園に集まるカラスの羽数調査を年3回実施しておりますが、過去の年度からの推移としては減少傾向にあります。</p> <p>ただもっと広い範囲で見ますと、中央高校、朝陽3小とか駅前周辺に一時的に集まっているのも確認しております、若干場所的な移動もあるのかなと考えています。</p>
<p>(阿部委員)</p>	<p>見ていて散らばっている印象はありますが、こういう調査結果を見ると、数字的にわかりやすいと思います。</p>

<p>(小関委員)</p>	<p>カラスがたむろする1つの原因にゴミステーションがありますが、公園の周りのゴミステーションにネットをかけただけではだめです。要はそこに住んでいる人たちのゴミに対する、ゴミ集積所に対する意識を変えて、きちんと外見も良くて、景観も良いきちとしたステーションを設置することが大事だと思います。朝日の方ではですね、カラスにはあだするなど言っているんですよ。カラスにあだすると、教えてもいないのにその家の畑ばかり狙うというんですよ。だからあだするなど言っている。</p>
<p>(水野委員)</p>	<p>カラス調査をされているのは何月ごろですか。</p>
<p>(五十嵐課長)</p>	<p>5月、9月、11月の3回です。</p>
<p>(水野委員)</p>	<p>わかりました。11月12月の調査には、おそらくミヤマガラス、コクマルガラスが混じってくると思うんです。トラップにコクマルガラスとかミヤマガラスがかかった場合は放鳥してるということを聞いておりますので安心しているところです。</p> <p>先程のカラスの害益、功罪を言いますと、プラス面ではカラスが田んぼのイナゴをすごく食べているんです。ミヤマガラスにハシボソが混じって3,000羽の大集団ですね。ミヤマガラスの成鳥はくちばしの根本に毛が生えてなくて赤だくれになってるんですが、調査の時に見分けるのは難しいと思います。急に増えたときはミヤマガラスの群れが混じってるのですが、混じるとすぐ何千と増えてたりします。それから、マイナス面では生態系にかかわる悪い事なんですけど、佐渡のトキが絶命したのはほとんどカラスが雛や卵を食べたためだと言われてますね。もちろん農薬が蓄積した餌を食べていたのではないかということもありますが。野生の動物ですと餌が多いと増えるんですね。ですから先ほどシカが狩られると増えるというのは要するに個体数が減ると逆に相対的に食べるもの、まあシカの場合は草ですけどもそれが豊富になって出産につながると思いますので。私個人的にはカラスはある程度淘汰しないとだめだと思います。それから市内の樹木がカラスあるいはサギが営巣するので、寺社仏閣の大きな杉をみんな切るといようなこと、これはちょっと短</p>

	<p>絡的で、大きな杉でも下の方の枝をみんなはらうんですよ。1/3くらい上の方の枝は全部残しておくとも杉も成長してカラスとかサギなどが営巣しませんので、そのへんのご指導の方もしていただければありがたいです。</p>
(五十嵐課長)	<p>わかりました。</p>
(大井委員)	<p>まずはカラスがいなくなるとツバメなんかきても育たないですからね。それからヘビなんかも本当になくなったといってもいいほど。昔はトンビがヘビを持って行ったものだったけど今はカラスがやっているものだからヘビなんか山に行っても全然いない。まあ公園だけじゃなく鶴岡市全体でのカラスの数を推計でもいいから出してみた方がいいのではないのでしょうか。</p>
(俵谷会長)	<p>カラス対策の方はよろしいでしょうか。それ以外でございましたらお願いします。</p>
(2)鶴岡市の大気等環境保全状況について	<p>ございませんでしょうか。ございませんようでしたら「(2) 鶴岡市の大気等環境保全状況について」に入ります。事務局の説明お願いいたします。</p>
(齋藤専門員)	<p>環境課の齋藤と申します。私の方からは、資料の6頁、「鶴岡市の大気等環境保全状況」ということで、市が環境保全のために実施いたしました主に監視の意味で行っている分析調査、これは、調査について説明申し上げます。</p> <p>まず(1)ダイオキシン類測定結果についてですけれども、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、例年一般環境中の大気と水に含まれているダイオキシン類の濃度の測定をしております。表には3年間のデータを載せております。</p> <p>大気は毎年2回、水は隔年で年1回の河川水と地下水の調査を交互に測定しております。今年度の地下水の測定結果ですが、大気が環境基準、1立方メートルあたり 0.6pg-TEQ に対しまして 0.0043pg-TEQ ということで環境基準をクリアしておりますし、市民プールの地下水に関しましては環境基準、1リットルあたり 1.0pg-TEQ に対しまして</p>

0.024pg-TEQ ということで、いずれも適正な結果を示しております。

次に(2)酸性雪調査結果についてですが、こちらの方は仙台市が幹事となっている東北都市環境問題対策協議会の会員市による共同調査でして、鶴岡市でも毎年協力している調査でございます。調査期間は毎年1月下旬から2月下旬までの4週間となっており、これを1週間ずつ4期に分けて、高さ1m程度に置いた口径30センチのポリ容器に貯めた雪のpH値を測定しています。調査結果ですが、今年度はまだ調査中ですので、最新として平成25年度までを掲載しております。これを見ますと平成22年頃からpH4.5前後で推移しており、やはり酸性を示す結果となっております、これは全国的な傾向となっております。

次に7頁になりますが、西郷地区の砂丘地地下水分析調査結果についてでございます。農業用の井戸5か所の地下水について年2回、7月と10月に定点観測で水質検査を行っております。

これは平成14年度に県が行った調査の結果におきまして、この地区の地下水に環境基準を超える硝酸性窒素が検出されたことによります。以来、汚染状況を監視するために例年実施しているものでございます。なお、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素は、飲用すると人の健康に被害を及ぼす恐れがある物質として平成11年2月に健康項目の環境基準に追加された項目でして、1リットルあたり10mg以下の環境基準が設定されております。

表をご覧いただきたいのですが、分析項目は亜硝酸性窒素、硝酸性窒素以外にも、塩化物イオン、溶解性鉄、過マンガン酸カリウム、溶解性マンガンなどの項目についても検査しています。今年度は、4の井戸で10月13.9mgという環境基準を超える硝酸性窒素が検出されております。

これら5か所の井戸の特徴といたしましては、全てが農作物への灌水用としての使用であります。また1から3の井戸については生産者組合が所有するポンプ場として、規模の大きい深い井戸になります。4と5については個人所有のビニールハウスで使用するために汲み上げておりますが、こちらは比較的浅い井戸になります。これまでの傾向としては、4と5の浅い井戸で超過傾向にあったのですが、今年度は5の井

戸は、基準内に収まっているようです。

市としましてはこの結果を踏まえまして、地域住民に対しても飲用しないことを徹底するために上水道への切り替えを指導したり、健康課ではチラシ等を作成・配布し啓発に努めているところです。なお、この状況は酒田市の浜中地区や遊佐町の砂丘地帯などでも同様で、庄内の砂丘畑全体で発生している被害でありまして、県では庄内総合支庁環境課を事務局といたしまして、本市と酒田市、遊佐町、そして農協からなる窒素負荷低減推進連絡調整会議を設置して、営農指導なども含め総合的な対策を進めているところでございます。

この連絡調整会議の中で、具体的な対策としては大きく4つ挙げられております。一つは肥料の使用量の削減、二つ目は家畜排せつ物の処理の適正化と有効活用、三つ目は合併浄化槽の普及などによる生活排水処理の適正化、四つ目は庄内空港における尿素系融雪剤を窒素負荷の少ない薬剤へ切り替えるというものです。

この4つの対策が示すとおり、この地域の地下水汚染の主な原因としては、肥料や家畜の糞尿、生活排水ということが考えられますので、これらを削減して地下への浸透量を減らしていくのが不可欠と思われまます。市としましては引き続き、こうした連携を継続して対策を進めていくところでございます。

続きまして7頁下段(4)旧北日本朝日事業場跡地の水質調査の結果についてですが、これは、合併前の旧朝日村の時代になりますけれども、熊出地区にありました株式会社北日本朝日事業場は、産業廃棄物の中間処理施設として、木くず、紙くずの焼却施設2基、それから建築廃材のがれきの破碎施設1基を使用していましたが、平成13年に不法投棄が発覚して倒産した後、管理者が不在となった場所でございます。

敷地内に埋められたり放置された廃棄物の一部は県によって撤去されましたが、まだ残されているものもことから、周辺的生活環境への配慮といたしまして、朝日庁舎が水質調査を実施して監視を続けているものです。

その調査結果を8ページ、9ページの①から④にまとめました。その内容としましては、①は事業場の土壌から流れ出て溜まった浸出水、②が土壌から染み出る地下水、③が付近を流れる小さな堰の河川水、④が直近の集落内の井戸水をそ

れぞれ分析した結果となっております。

まず①の浸出水ですが、環境基準で定められた健康項目 27 項目について調査しております。表にはおもだった項目を抜き出して掲載しております。3 年間のデータと右端に参考となる基準値を載せております。なお、ここで載せていない項目も含め環境基準の健康項目を超過したものはございませんでした。

また、環境基準の生活環境項目の部分では、3 項目について調査しております。そして、この項目の比較する基準としては、使用する水の用途により河川類型で基準値がわかれており、どの類型で判断するかもあるわけですが、表には水道水に利用できる高い基準である河川類型 A とそれより低い農業用水として利用できる河川類型 D の基準値を掲載しております。これでいきますと河川類型 D の基準は、全て十分すぎるほどクリアしております。高い基準である河川類型 A でも BOD 値が、若干高いもののその他の項目は、すべて基準値以下となっており、生活環境を害するような結果は認められませんでした。

②の地下水は、ダイオキシンについて調査しております。こちらでも 1 リットルあたり 0.025pg-TEQ であり環境基準の 1 以下をクリアしております。

次のページの③河川水、④井戸水についてもご覧のとおり良好な結果を示しております。

なお、この分析は、10 年以上行ってきたわけですが、これまでも問題となるような分析結果は、1 度も出ておりません。

続きまして 10 頁になりますが、自動車交通騒音の調査結果です。これは県で行っていた調査を平成 24 年度から権限移譲により、国の法定受託事務として市が実施することとなった調査です。調査結果は、国の道路交通行政の基礎資料として利用されます。

内容としましては、市内の環境基準類型指定エリア、これはほとんどが市街地になりますが、このエリア内の高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道の沿線 50 m の範囲にある住宅等に与える騒音レベルを評価する調査になります。

市内の対象となる路線数としては、14 路線で約 40 キロの延長となります。これを道路交通センサスの区間を参考

に、評価区間を設けておまして、その数が鶴岡市の場合、39区間となっております。この調査はこの評価区間ごとに実測または、同じような道路構造の場合は、推計により騒音レベルを算出し、住宅等に与える騒音レベルを評価するというものになります。

そして、これを単年度で全て行うというのではなく5年間で、全ての区間を評価できるように計画立てて調査するというものです。

今年度は、その3年目となるのですが、まだ今年度の調査結果が出ておりませんので、昨年度の調査結果を掲載しております。平成25年度は評価の実施年度が2013と記載ある11区間について調査しております。表にはこれまで調査した結果についても掲載しておまして、全部で25区間について評価しております。平成25年度に道路端にレベル計を24時間設置し、実測したのが丸が付いている5区間になります。それ以外は、この区間と道路構造が同じであるため、この実測値を利用し推計により評価したのものになります。

これでいくと基準値をオーバーしたのが網掛けになっている部分になりますが、国道112号線の2区間で41戸、国道345号線で1戸、昨年調査した県道湯田川大山線で1戸、今年調査した県道鶴岡村上線で1戸という結果でした。このことから本市の達成率は、98.6%となりましたが、全国平均では、92.6%ですので、これに比べれば高い達成率であったといえます。

次の11ページは、参考資料として掲載しております。これは、平成25年度に県で実施した県内の環境状況を公表した資料から鶴岡市部分を抜き出したものになります。説明はいたしません、ご覧のように一部環境基準を超過した項目もあったようです。しかし、これらの原因もわかっており、憂慮するほどの数値とはなっておりません。

私のほうからは以上となります。

(俵谷会長)

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(水野委員)

6ページの(1)の河川水の採水場所とですね、それから11ページの県の参考資料の一番下の3つですね、内川の河

	川水 BOD、青龍寺川の BOD、大山川の BOD を採水した場所が分かれば教えてください。
(齋藤専門員)	6 ページの河川水の採水場所西三川橋の流心部分です。11 ページの県で行っている分析も同じ場所のはずです。あと、青龍寺川、大山川の詳しい場所まではわかりません。
(俵谷会長)	よろしいでしょうか。
(水野委員)	はい、わかりましたけれども、鶴岡市の内川、それから大山川とも水質が年々良くなってきてるんですね。もし県から詳細な数値が入手できるとしたら、どのように推移しているかということを見ていただきたいんです。西三川橋だと新内川ですが、丸岡分水堰から入ってくる非常にきれいな水なんですよね。市街地を流れる内川の禅中橋付近でみていただくと市街地の汚染度というのが分かると思うんです。我々のプライベートなことですけども、調査をやってみますとイバラトミヨが出てきたりいろいろな魚が出てきたりしてるんです。いぶんきれいになってきていると思うんです。これが観光の方でも、うたい文句に入れることができると思うんです。良い結果が分かれば有意義なことに使えると思いますので、調査場所も西三川橋の合流したところではなくて、上流の禅中橋付近で行ったらどうかと思います。
(齋藤専門員)	今まで比較するとために、ずっと同じ場所で継続してやってきたわけですけど、ただいまご意見いただいたことももっともだと思いますので、場所については今後検討していきたいと思います。
(俵谷会長)	よろしいでしょうか。
(水野委員)	はい。
(俵谷会長)	その他ございませんでしょうか。
(小関委員)	酸性雪ですけども、pH 値がかいてありますけれども、これはどのような結果なんですか。

<p>(齋藤専門員)</p>	<p>酸性雨は pH 値が 5.6 以下ということだそうです。空気の汚れという部分を見る指標として、この酸性雨というものを調査してるんだと思うんですけども、空気の汚れがないきれいなエリアでも空気中の二酸化炭素を吸収して雨になるといようなことがあってですね、どんなきれいなところでも pH は 5.6 を示すそうです。不純物が雨に混ざってればどんどん酸性傾向が強くなるというようなことで、そういった指標としてみるかと思えます。鶴岡市では 4.5 程度ですが、傾向としましては冬に大陸からの季節風の影響で酸性傾向が強くなるというようなことがいえるようです。東北に限って言いますと、日本海側が酸性傾向の高い数値を示しているということがあるようです。</p>
<p>(阿部委員)</p>	<p>ちょうど我々も十数年研究しているんですが、23 年くらいからちょっと pH の方が低下傾向にあるという状況は同じ調査結果になってます。やっぱり 4 とか 4 以下になるとかなり酸性が強いということになりますので、このぐらいだとちょっと注意した方がいいなというところの話になってくると思えます。宮城県方のデータもあるんですかね。日本海の方が中国に近いので、その影響を受けやすいんじゃないかという今年の研究結果なんですけど、太平洋側と比べてみて、違いが多少出てくればですね、ちょっと日本海側が危ないということもいえるのかなと思えますし、そういうことで施設が腐食したりしますね。</p>
<p>(齋藤専門員)</p>	<p>東北都市対策協議会の依頼を受けて酸性雪の調査を実施しています。1 月下旬から 2 月下旬までの間の酸性雪の pH の値になりますが、庄内地方で 4.5、最上地方で 4.7、村山地方で 4.9、置賜地方で 5.2 という結果です。秋田県を見ますと沿岸地方 4.4、内陸地方 4.6 という結果です。太平洋側では岩手県沿岸地方 5.3、内陸地方 4.9、それから宮城県の沿岸地方が 5.9、内陸地方が 5.6 と、隣接の県ではこのような状況になっていますので、やはりちょっと日本海側の数値が酸性化が強いという傾向にあるようです。</p>
<p>(阿阿委員)</p>	<p>貴重なデータありがとうございます。こちらの 26 年のデータでは置賜の方がやっぱり少し pH が高い傾向があります</p>

	<p>ので、やっぱり日本海側ちょっと高いなと思います。</p>
(小関委員)	<p>もう1ついいですか。西郷地区の砂丘地の地下水分析について。4番5番が浅い井戸だと言っていましたけども何mの浅い井戸なんですか。</p>
(齋藤専門員)	<p>これは個人の井戸になりますので、どれくらいの深さかというのは所有者もよくわかってないようなんですが、おそらく10m以下だということでした。他の井戸は生産組合のポンプ場の井戸になりますので、これは100m程度の深さになります。</p>
(俵谷会長)	<p>よろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。</p>
(3)平成27年度主要事業について	<p>ないようでしたら、次の「(3)平成27年度主要事業について」に入ります。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
(佐藤主査)	<p>環境課の佐藤と申します。</p> <p>平成27年度の主要事業について、資料の12ページからご説明いたします。</p> <p>平成27年度も「鶴岡市環境基本計画」を指針として、引き続き「環境つるおか推進協議会」等の関係団体と連携しながら、これまで実施してきた事業を継続する予定です。</p> <p>(1)環境一般事業としては、①環境広報紙である「エコ通信」を年4回発行し、環境フェアなどのイベントの紹介や、ごみの分別等に係るお知らせなど環境・廃棄物行政に関する情報提供をしていきます。</p> <p>②温室効果ガス排出量削減をめざし、地球温暖化対策実行計画(市役所エコオフィス計画)を推進し、市役所関係全ての施設での温室効果ガス排出量を調査、その結果を公表することで市民・事業者へ温暖化対策の啓蒙啓発を図ります。</p> <p>③「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の規定に基づき、市役所関係すべての施設のエネルギー使用量を算定し、特定事業者として義務付けられている定期報告書、中長期計画書等を提出します。</p> <p>また、県が実施する「省エネ県民運動」を推進し、「家庭</p>

のアクション」「エコドライブ」など身近にできる温暖化防止対策の普及啓発を図ります。

次に、(2) 生活環境保全対策事業ですが、記載のとおり①環境審議会の開催、②環境保全推進員の設置、③公害及び公害苦情への対応、④カラス等被害対策の実施、⑤各種観測及び分析の実施、⑥PM2.5(微小粒子状物質)への対応、⑦自動車騒音常時監視評価業務委託となります。

カラスの被害対策については、鶴岡公園周辺道路の糞害など実際の市街地の状況を見る限りでは、生活環境被害の解消には至っていないと思われるため、引き続き目標捕獲数を1,000羽として箱わなによる捕獲を主とした対策を実施します。

次に(3)環境教育推進事業としては、①第17回目の環境フェアの実施、②環境施設めぐりの開催、③環境出前講座の開催及び幹旋、④グリーンカーテンの普及推進、⑤第4回目の鶴岡市こども環境かるた大会の開催を、環境つるおか推進協議会と連携しながら引き続き実施します。特に環境フェアにつきましては、合併10周年記念事業として開催する方向で進めております。これまで環境問題を身近に考え、行動するきっかけやヒントを見つける場として長年実施してきた取り組みやその成果の紹介、各地域のエコ活動等の周知を通し、市民のより一層の環境意識の醸成を図るような内容で実施したいと考えております。

次に(4)浄化槽設置整備事業については、集合処理施設計画区域外の地域での浄化槽設置整備補助を継続します。

次に(5)空き家対策事業では、これまでは、市の条例に基づき助言・指導等してきましたが、昨年11月に制定され、これから施行される「空き家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者の責務として空き家を適正管理していただけるよう、助言・指導等していきます。

次に(6)アメリカシロヒトリ防除対策事業としては、防除相談室を6月から9月の期間に開設し、発生状況の調査を行い、市民の相談に応じるとともに、自治会、町内会組織で行う共同防除の実施の際に防除用機械の貸し出し及び薬剤の提供を行います。

以上が、平成27年度環境課の主要事業となります。

(俵谷会長)	<p>ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
(菅原委員)	<p>日経新聞で掲載されてるやさしい経済学という、環境と向き合うような記事が連載がされてるんですけどね。事後的な環境対策というよりも、予防的な環境対策というようなことで、当然ごみを減らしていかなきゃならない、家庭から出るごみも減らしていきましょうというようなことなんですけども、福岡市のごみ袋が450円というような値段で、ごみを出した方がそれだけ費用を負担するというようなことになろうかと思えますけども、鶴岡市さんの場合は110円のことですが、適正な値段なのかどうか、その辺どういうふうにお考えでしょうか。</p>
(川畑部長)	<p>私の方からわかる範囲でお答えさせていただきますけども、今の110円というお話しはクリーンセンターに持ち込みをした料金のことだと思います。</p> <p>議論としてありますのが、ごみの有料化という問題で、福岡さんのはちょっとわかりませんが、県内でも、鶴岡市、酒田市を除く市が、山形市あたりでも、ごみの袋1枚あたり50円とか60円とか、そういう料金で袋を買っていただいて、それを財源にしてごみを処理しています。一方鶴岡市の場合は10枚入りがほしい100円とか110円とかそういうレベルでして、ごみ有料化といわれるようなことは庄内の方はしていません。全国的には有料化の方向のようですが、ごみを減量するための有料化として実際の効果が出ているようです。今後、処理施設は絶対必要になりますので、ごみ減量化を考えながら、いっぱい出す人がいっぱい負担する仕組みにするのか、税金だけでいいのか等をこれからの議論になると思います。</p>
(菅原委員)	<p>私はどっちかという、有料化のように出した人の負担責任というのが当然なのかなというふうに思っております。そのことでそういう議論というのをさせていただいて、どういう方向がこの地域で選ぶべき道なのかというのをぜひご審議願いたいと思います。</p>

(三浦委員)

今のことに関連してお聞きしたいんですけど。ごみ焼却施設の対応年数も過ぎてますから、そういう問題がいろいろ聞こえてくるわけですけども、今年度たしか環境影響調査を実施したと思いますが、将来のごみの処理方法についてもある程度検討することを前提にしながら、進めているんじゃないかなと思うんですが、そのへんについてどうなんでしょうか。とりわけ5年以内にはたてなくちゃならないわけです。鶴岡では100億円かかるということで、酒田市なみにするかどうするかわからないですけど、とにかくエネルギーを捻出する方法もあわせて検討されるというふうに聞いておりますがその辺いかがでしょう。

それからもう1つですが、審議会のあり方なんですけど、実は環境基本計画は市の方針に基づいて環境課中心にして報告まとめてあるわけです。すでに2年経過しているわけですが環境基本計画に基づくそれぞれの取り組んでいる計画についてどういう形で検証するのかわろいろ各部署・関係課いろいろあるわけですから。環境課の方はいろいろがんばっている報告は分かりました。今の問題についても廃棄物対策課の問題だと思っておりますが、その辺どういう形で進めるのかその辺お聞きしたいのですが。

(川畑部長)

前段のごみの方については廃棄物対策課がおりませんので、私が知る範囲でお答えさせていただきますけれども、ごみの焼却炉は、ご存じのように、かなり限界にきておりまして、これをもう少し長寿命化するのか、あるいは新たに作った方がよいのかという検討を平成23年度くらいから入りまして、その結果、当面は補修しながらであっても、いずれ必ず新しくしなければならないという結論に達したことから、平成25年度に基本構想の検討、策定を行いました。その結果、新たに建設するとし、その方式としては熱回収施設として焼却した熱を再利用できる施設にするというところまで平成25年度の段階で計画書を策定しております。来年度と2ヵ年ですけれども、生活環境影響調査と基本計画の策定を行っているところでございます。これはまだもう1年かかりますのが、それをふまえて実際にその基本構想通りの進め方で良いのかを場所も含めて検討しておりまして、一定の方向性の確認を来年度まで行う予定でおります。具体的な、

	<p>焼却の方式などはその後という予定になっています。特例債の関係でいえば平成32年度まで使える期間になりますので、現段階ではそのあたりを目標にして、あらたな焼却施設の建築計画をもって、その前段の調査をやっている状況です。</p>
<p>(五十嵐課長)</p>	<p>環境基本計画の見直し・検討というようなことでありますけれど、環境基本計画は平成24年3月策定でありまして25年度から10年間の計画期間となっております。それで5年といいますと28年になるかと思えますけれども、基本計画の中でそれぞれの数値目標が示されてありますけれども、その数値目標の達成状況の確認等もふまえて今回は環境課で所管する事業についていろいろ説明を致しましてご意見を頂戴しているわけです。全体的な環境基本計画の見直しということに関しましては、今後検討していく必要があるというふうに考えておりますが、そのやり方としましてはまだ今はっきり定まっておりますけれども、それも含めまして今後検討していきたいというふうに考えております。</p>
<p>(俵谷会長)</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>(三浦委員)</p>	<p>それからもう1つ、たとえばリサイクルプラザの耐震、岡山の最終処分場も4、5年で満杯という状況ですが、それも総合的に進めているものですか。</p>
<p>(川畑部長)</p>	<p>専門的な話になりますけれども、燃やす方式について、今のように燃やして出た残渣を岡山に埋めるやり方ですとか、もっと強烈に燃やして、みんな溶かしてしまつて残渣を極力少なくする方法とか、あるいは再利用できるものは再利用するとかを、今の基本計画をふまえてのこれからの検討になります。その結果としてごみの量のこと考えなければなりませんので、そういう意味では、おっしゃいますように最終処分場の問題とカリサイクルプラザの問題も関係してきますので、総合的に考えなければならぬというふうには考えています。</p>
<p>(三浦委員)</p>	<p>環境審議会でなく、廃棄物対策審議会の方にかかっていく</p>

	<p>んですか。</p>
(川畑部長)	<p>まだまだこれからですけども、審議会というよりも専門的な検討委員会のようなものも必要だろうというふうに考えております。</p>
(水野委員)	<p>関連ですが、今の最終処分場の話ですけども、今の焼却炉そのまま、どのくらいもつという状況なんですか。</p>
(川畑部長)	<p>今の予定では、30年の3月まで使っていくというような計画になってます。ただ現段階で出ている残渣の量からすれば、その前に満杯になるということはまずないというふうにみております。</p>
(俵谷会長)	<p>よろしいですか。その他ございますでしょうか。</p>
(大井委員)	<p>道路が通り抜けできないと、ごみを大量にすてている場所があって、特に菅野代と温海側の昔の県道にそうとうたまって困る。もう1つはこの空き家と空き地ですが、山間部に行くともう雪でつぶれてそのままの空き家がある。空き家の指導と言うけども、つぶれた空き家も相談にのるのか、その辺のところ1つ聞かせてもらえたらと思います。</p>
(富樫補佐)	<p>2つほどご質問いただきました。まず、山の奥の道路にごみを捨てている状況が見受けられるという問題につきましては、不法投棄への対応となります。回収と未然防止の看板設置の対策が必要と思います。</p> <p>空き家につきましては、雪による倒壊や風による飛散などがありますが、全壊しても周辺の環境に悪影響がありますので所有者の責任のもとで対応するように、条例又は法律に基づいた指導等を行います。</p>
(五十嵐課長)	<p>空き家対策の関係でありますけれども、来年度に全市の空き家の実態調査を行いたいというふうに計画をしております。前回の調査が平成23年に行っておりますが、新たな空き家がどれくらいあるとかか所有者の確認を行って、今後の空き家対策に活用していくように考えております。その際は</p>

	<p>いろいろ町内会とか関係者の皆さんにご協力をいただく場合があるかと思えますけどもよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
(俵谷会長)	<p>その他ございますでしょうか。</p>
(4)その他	<p>ないようでしたら協議(4)その他に入ります。 事務局から何かございますでしょうか。</p>
(五十嵐課長)	<p>特に事務局からはございません。</p>
(俵谷会長)	<p>委員のみなさんから何かございますでしょうか。</p>
(三浦委員)	<p>業務概要はできるだけ早く出していただければ有難いと思ひます。</p>
(川畑部長)	<p>ご意見として頂戴いたします。</p>
(俵谷会長)	<p>その他委員の皆様からございませんでしょうか。 ないようでしたらこれで協議は終了いたします。</p>
4 その他	<p>俵谷会長、ありがとうございます。</p>
(五十嵐課長)	<p>続きまして、「4. その他」でございますが、事務局からは何もございません。委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
5 閉会	<p>無いようですので、これをもちまして「平成26年度第1回鶴岡市環境審議会」を閉じさせていただきます。</p>
(五十嵐課長)	<p>本日は、どうもご苦勞様でした。</p>